

登録支援機関の登録（更新）申請に係る提出書類一覧・確認表

申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（「提出確認欄」の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、本表の番号順に並べ、本表とともに提出してください。

原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限る。

様式のセルをクリックすると、参考様式のデータが出ます（インターネット接続環境が必要です）。様式は法務省ホームページ上でも配布しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

郵送により申請する場合には、封筒の表面に「登録支援機関申請書在中」と朱書きしてください。

氏名又は名称

番号	必要な書類	書式	留意事項	提出確認欄	
				有	無
1	手数料納付書	(省令様式) 別記第83号の2様式	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり収入印紙を貼付する。 新規登録：2万8、400円 登録更新：1万1、100円 	有	無
2	登録支援機関登録申請書	(省令様式) 別記第29号の15様式		有	無
3	登記事項証明書	—	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合に提出が必要 	有	無
4	住民票の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の場合に提出が必要 マイナンバーの記載がないもの 本籍地の記載があるもの 	有	無
5	定款又は寄附行為の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合に提出が必要 	有	無
6	役員の住民票の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> 登録支援機関が法人である場合に提出が必要 マイナンバーの記載がないもの 本籍地の記載があるもの 特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について申請者が確認し、誓約したもの。）の提出でも可） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）の提出が必要 	有	無
7	登録支援機関の役員に関する誓約書	参考様式 第2-7号	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合に提出が必要 	有	無
8	登録支援機関概要書	参考様式 第2-2号		有	無
9	登録支援機関誓約書	参考様式 第2-1号		有	無
10	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第2-3号		有	無
11	支援責任者の履歴書	参考様式 第2-4号		有	無
12	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第2-5号		有	無
13	支援担当者の履歴書	参考様式 第2-6号		有	無
14	支援委託手数料に係る説明書（予定費用）	参考様式 第2-8号		有	無